

西条市農業委員会 令和6年度 第10回総会 議事録

1. 日 時 令和7年1月6日(月) 午後2時00分から午後2時43分

2. 場 所 西条市役所本館 5階大会議室

3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員30名

4. 農業委員 出席者 21名 欠席者 3名 出席率 87.5%
推進委員 出席者 26名 欠席者 4名 出席率 86.7%

○農業委員出席者氏名

会 長 8番 加藤 茂

会長代理 23番 真鍋 美鈴

委 員 1番	越智 一志	9番	長谷川孝師	16番	曾我部英樹
2番	明比 典正	10番	篠森 均	17番	武田 安博
3番	徳増 靖記	11番	真鍋 覚	19番	徳永 耕治
4番	一色 達夫	12番	武方 謙一	21番	余吾 秀利
5番	白木あゆみ	13番	鈴木 伸二	22番	岡田 貴洋
6番	藤田 孝明	14番	武田 弘文		
7番	近藤 明弘	15番	武田 喜義		

○欠席者氏名

18番 山内ふさえ 20番 宇佐美好正 24番 宇野 嘉秀

○推進委員出席者氏名

委 員 2番	一色 信之	13番	平木 克彦	25番	佐伯 保親
3番	加藤 武司	14番	中川 英隆	26番	佐伯 静雄
4番	高橋 滝雄	15番	武田 義臣	27番	玉井 隆志
5番	伊藤 龍二	16番	山田 好一	28番	桑原 俊樹
6番	伊藤 正夫	17番	垂水 久明	29番	小倉 謙治
7番	日野 哲也	18番	楠窪 和彦	30番	日野 貴文
8番	宮武 恭宏	21番	高橋 寿夫		
9番	岡本 省三	22番	佐山 林壺		
10番	安藤 英利	23番	黒河 祐二		
11番	近藤 仁志	24番	渡部 靖		

○欠席者氏名

1番 寺田 昌直 12番 眞田 克彦 19番 菅 辰郎 20番 高木 秀昭

5. 議案について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第5号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について

報告事項 報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 高橋修平 西部分室長 戸田 徹

事務局次長 高橋徹也 事務局担当次長 橋田勇作

事務局副主査 遠藤竜彦

7. 議事内容

事務局	皆さま、あけましておめでとうございます。本年もどうぞよろしく お願い申し上げます。 定刻になりましたので、ただ今から令和6年度 第10回総会を開 催いたします。 皆さま、ご起立ください。一同「礼」。ご着席ください。 はじめに、加藤会長がご挨拶を申し上げます。
会 長	【会長挨拶】
事務局	議事の進行につきまして、本日の議案の中で加藤会長に関する議案 があるため、真鍋職務代理の方にその職務を代理していただきます。 真鍋職務代理よりお願いいたします。 【真鍋会長職務代理、議長席に着く】
議 長	失礼いたします。皆さま、あけましておめでとうございます。本年 もどうかよろしく願いいたします。 本日は会長に代わりまして、不慣れではございますが、進行してま いりたいと思います。よろしくご協力のほどお願いいたします。 ただ今から、令和6年度 第10回西条市農業委員会総会を開会い たします。 【議事録署名人及び書記の指名】
議 長	それでは、議事録署名人の指名をいたします。曾我部英樹委員、武 田安博委員の両委員にお願いをいたします。

本日の欠席届が、農業委員からは、18番 山内ふさえ委員、20番 宇佐美好正委員、24番 宇野嘉秀委員、そして農地利用最適化推進委員からは、1番 寺田昌直委員、12番 眞田克彦委員、19番 菅辰郎委員、20番 高木秀昭委員より出ておりますので、ご報告いたします。

ただ今の出席農業委員数は、21名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立いたします。

書記につきましては、事務局の橋田、遠藤の両君にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

農地法第3条関係

議長 議案書3ページ、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

まず、149号、150号及び151号について審議いたします。

これら3件につきましては、委員本人が当事者である案件であり、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に抵触するため、それぞれ本人が関係する案件を審議する間、当該委員にはご退席いただきます。

それでは、149号について審議いたします。

本件について、〇〇委員は当事者本人であるため、一旦ご退席をお願いいたします。

(〇〇 委員 退室)

議長 それでは、議案内容について事務局から説明いたします。

事務局 事務局の高橋です。よろしくお願いいたします。

議案内容についてご説明する前にお詫びがございます。お手元にお配りしておりますこれらの資料、議案書の2ページと62ページになりますが、それぞれ下線を付した箇所には誤りがありましたので訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

それでは失礼して、着座にてご説明させていただきます。

議案書4ページをご覧ください。

149号は、〇〇の 〇〇氏が、父である 〇〇氏から使用貸借権の設定を受けようとする申請でございます。

以上1件、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長	ありがとうございます。 以上1件であります、これについて、地元委員さんのご意見を伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。
地区委員	149号 問題ありません。
議 長	ありがとうございます。 地元の委員さんからは問題ないということではありますが、ほかに、ご意見、ご異議等はございませんか。
委員一同	異議なし。
議 長	ありがとうございます。 「異議なし」ということでありますので、以上1件を原案どおり許可することといたします。 以上で、〇〇委員に関する案件は終了いたしましたので、入室を認めます。〇〇委員、お入りください。 (〇〇 委員 着席)
議 長	次に150号について審議をいたします。 本件について、 〇〇 委員は当事者本人であるため、一旦ご退席願います。 (〇〇 委員 退室)
議 長	それでは、議案内容について事務局から説明いたします。
事務局	議案書5ページをご覧ください。 150号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。 以上1件、ご審議よろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございます。 以上1件であります、これについて、地元委員さんにご意見を伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。
地区委員	150号 問題ありません。

議 長	ありがとうございます。 地元の委員さんからは問題ないということではありますが、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんでしょうか。
委員一同	異議なし。
議 長	ありがとうございます。 「異議なし」ということでありますので、以上1件を原案どおり許可することといたします。 以上で、〇〇 委員に関する案件は終了いたしましたので、入室を認めます。〇〇委員、お入りください。 （ 〇〇 委員 着席）
議 長	続きまして151号について審議いたします。 本件について、〇〇 委員は当事者である法人の代表理事であるため、一旦ご退席願います。 （ 〇〇 委員 退室）
議 長	それでは、議案内容について事務局から説明いたします。
事務局	議案書5ページをご覧ください。 151号は、〇〇の農事組合法人 〇〇が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。 以上1件、ご審議よろしく願いいたします。
議 長	ありがとうございます。 以上1件ではありますが、これについて、地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしく願いいたします。
地区委員	151号 問題ありません。
議 長	ありがとうございます。 地元の委員さんからは問題ないということではありますが、ほかに、ご意見、ご異議等はございませんか。
委員一同	異議なし。

議 長	ありがとうございます。 「異議なし」ということでありますので、以上1件を原案どおり許可することといたします。 以上で、〇〇 委員が代表理事を務める法人の案件は終了いたしましたので、入室を認めます。〇〇委員、お入りください。 (〇〇 委員 着席)
議 長	審議を再開いたします。 残りの17件について、事務局から説明いたします。
事務局	議案書5ページをご覧ください。 152号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。 153号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。 154号は、〇〇の 〇〇 氏が、隣接所有地との一体利用のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。 なお、 〇〇 氏は、〇〇在住ですが、実家が申請地の隣にあり、自作地耕作のため、頻繁に帰ってきており、年間150日以上に従事要件は満たしております。 155号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。 156号は、〇〇の 〇〇 氏が、新規就農のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。 議案書6ページをご覧ください。 157号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から贈与を受けようとする申請でございます。 なお、申請地の一部には、農業用倉庫が存しており、当該部分につきましては、議案第3号にてご審議いただくこととしております。 158号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。 159号は、〇〇の 〇〇 氏が、新規就農のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。 160号は、〇〇の 〇〇 氏が、新規就農のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。 161号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から贈与を受けようとする申請でございます。 162号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の

〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

163号は、〇〇の 〇〇 氏が、新規就農のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

164号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から贈与を受けようとする申請でございます。

議案書7ページをご覧ください。

165号は、〇〇の 〇〇 氏が、新規就農のため、〇〇の 〇〇 氏、 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

166号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

167号は、〇〇の 〇〇 氏が、小作地解放のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

168号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

以上17件、ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

ただ今事務局から説明がありました案件の中で、156号、159号、160号、163号及び165号は新規就農案件であり、156号の新規就農者につきましては、面接を行っていただいておりますので地区委員から報告をしていただきたいと思います。

156号につきまして、日野哲也委員さんの方からご報告をお願いいたします。

日野哲也委員 失礼します。

今回、新規就農希望者につきまして、12月19日に西条市役所本庁において面接を行いました。面接を行ったのは、加藤会長、宮武委員そして私、日野です。当案件の申請人は、〇〇の 〇〇 氏、〇歳であります。湯川氏は西泉東新開、東相生の農地〇〇㎡を買受け就農しようとするもので米の耕作を予定しております。耕作については、近隣の農家のサポートを受けながら行うこととしており、農機具についても手配ができているとのことです。〇〇氏自身に農業経験はありませんが、一緒に農業を行う妻は、実家が〇〇で農業を営んでおり、農業経験があるとのことであります。規模拡大については今のところ未定であるとのことであります。こちらからは西条市での営農や農地管理について説明し、面接を終了いたしました。農地は農地として管理するよう確約させ、その旨の誓約書の提出も受けております。以上で報告を終わります。

議 長	ありがとうございます。 お忙しい中、日野委員さんをはじめ面接に携わっていただきました委員の皆さん、大変お世話になりました。 次に、159号、160号、163号及び165号につきましては、いずれも自家消費を目的とした家庭菜園であり、面接を行っておりませんので事務局から報告いたします。
事務局	失礼します。 159号の譲受人であります ○○ 氏であります。以前から農業について興味があり、今回、自宅裏にある○○の農地○○㎡を譲り受ける機会があり、生家が農家で農業経験もある父と、自家消費を目的とした米、野菜等を耕作しようとする申請であります。耕作物については、販売、出荷等を行わないとのことであります。また、譲渡人の ○○ 氏につきましては、夫の○○氏と○○、○○にて1ヘクタールほど耕作をしている農家であり、譲受人への農機具の貸出し、農業指導等のサポートを全面的に行う予定であります。面積的には少し広いですが、父に農業経験があり、農機具やサポート体制も構築されており、自家消費を目的とした米と野菜で営農の予定はないとのことから地区委員さんと協議を行い事務局報告の判断をしております。 160号の譲受人の ○○ 氏であります。今回、○○の農地付きの住居を購入する予定であり、その農地部分○○㎡の申請となります。実家では両親が自家消費用の家庭菜園をしており、譲受人自身も両親の手伝いをしているとのことあります。 163号の譲受人の ○○ 氏であります。今回、○○の自己所有地の隣地にあたる申請地○○㎡を買い受け就農しようとする申請であります。当初は譲渡人の母親が耕作をしていましたが、管理が厳しいことから、前々から農作業に興味を持っていた隣地の貸家の所有者である譲受人が買い受け、貸家の管理をしながら耕作を行いたいとするものであります。主に季節野菜を中心に耕作を行う予定であるとのことあります。 165号の譲渡人の ○○ 氏であります。今回、○○の農地付住宅を購入し、その農地部分○○㎡についての申請であります。現在住んでいる○○においても近所で家庭菜園を15年ほどしているとのことであり、○○へ引っ越した後においても申請地にて蔬菜類を耕作する予定であります。 こちらの4件につきましては、規模拡大の予定はないとのことであり、また、農地は農地として管理するよう確約させ、その旨の誓約書の提出も受けております。以上です。よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございました。

ただ今事務局から説明がありました１７件について、１５２号から順次、地元委員さんのご意見を伺いたと思いますので、よろしくお願いいたします。

地区委員 １５２号 問題ありません。
１５３号、１５４号 問題ありません。
１５５号 問題ありません。
１５６号 問題ありません。
１５７号、１５８号 問題ありません。
１５９号 問題ありません。
１６０号、１６１ 問題ありません。
１６２号、１６３号、１６４号 問題ありません。
１６５号 問題ありません。
１６６号 問題ありません。
１６７号 問題ありません。
１６８号 問題ありません。

議 長 ありがとうございます。
地元の委員さんからは問題ないということではありますが、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。
「異議なし」ということでありますので、以上１７件を原案どおり許可することといたします。

農地法第４条関係

議 長 次に、議案書８ページ、議案第２号、農地法第４条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。
議案内容について、事務局から説明いたします。

事務局 議案書９ページをご覧ください。
１１号は、〇〇の 〇〇 氏が、自己住宅を建築しようとする申請でございます。
１２号は、〇〇の 〇〇 氏が、露天駐車場及び物置の設置のため、転用しようとする申請でございます。
本件は是正案件であり、申請地の一部には５年ほど前からプレハブ

倉庫が設置されております。この度、来客用駐車場の整備のため調査を行ったところ、当該地が違反状態であることが判明いたしました。このことを知った申請人は深く反省し「今後はこのようなことの無きよう農地法の順守につき十分な注意をいたします」との始末書が提出されております。

13号は、〇〇の 〇〇氏が、自己住宅の敷地を拡張しようとする申請でございます。

本件は是正案件であり、申請人の亡き父親が昭和49年に住宅を新築した際、越境して申請地に建築し現在に至っております。この度、本件申請地に隣接する農地を処分することとなり調査した結果、申請地が違反状態であることを知り、今回の申請に及んだものであります。申請人からは「次回からは十分調査等を行ってから慎重に行動し、二度とこのようなことが無いようにいたします」との始末書が提出されております。

以上3件、ご審議よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

ただ今事務局から説明がありました3件について、11号から順次、地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

地区委員 11号 問題ありません。
12号 問題ありません。
13号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。

地元の委員さんからは問題ないということではありますが、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、以上3件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

農地法第5条関係

議長 次に、議案書10ページ、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。

議案内容について、事務局から説明いたします。

事務局 議案書 1 1 ページをご覧ください。

9 2 号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から使用貸借権の設定を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

本件は是正案件であり、譲渡人の亡き夫が生前申請地の隣接地で事業を営んでいた折に、自己用の駐車スペースが手狭になってきたため、平成 1 7 年頃から自己用駐車場として使用を開始し現在に至っております。この度、譲受人である父との多世帯住宅を建築するにあたり、専門家に調査を依頼したところ、違反状態であることが判明いたしました。譲渡人は深く反省し「以後このような違法行為がないよう農地法を遵守いたします」との始末書が提出されております。

9 3 号は、〇〇の〇〇 株式会社が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、太陽光発電施設を設置しようとする申請でございます。

9 4 号及び 9 5 号は、〇〇の株式会社 〇〇が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、太陽光発電施設を設置しようとする申請でございます。

9 6 号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、露天貸資材置場に転用しようとする申請でございます。

議案書 1 2 ページをご覧ください。

9 7 号は、〇〇の株式会社 〇〇が、〇〇の 〇〇 氏ほか〇名から所有権移転を受け、建売住宅 1 7 棟を建築しようとする申請でございます。

9 8 号は、〇〇の〇〇 株式会社が、〇〇の 〇〇 氏ほか〇名から所有権移転を受け、露天資材置場に転用しようとする申請でございます。

9 9 号は、〇〇の〇〇 株式会社が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、露天資材置場及び駐車場に転用しようとする申請でございます。

1 0 0 号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から使用貸借権の設定を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

1 0 1 号は、〇〇の〇〇 株式会社が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、露天駐車場に転用しようとする申請でございます。

議案書 1 3 ページをご覧ください。

1 0 2 号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から使用貸借権の設定を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

1 0 3 号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、農業用倉庫を建築しようとする申請でございます。

本件は、議案第 1 号でご審議いただきました 1 5 7 号の案件に関連した案件であり、譲渡人の父親の代に農業用倉庫が建築され、現在に

至っております。譲渡人からは「無断転用の事実を知らなかったとはいえ、農地法に違反したことは深く反省しております。今後はこのようなことが無いよう注意し農地法を遵守いたします」との始末書が提出されております。

104号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

105号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、住宅敷地を拡張しようとする申請でございます。

106号は、〇〇の〇〇 株式会社が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、露天資材置場に転用しようとする申請でございます。

107号は、〇〇の〇〇農業協同組合が、〇〇の 〇〇 氏ほか〇名から所有権移転を受け、露天駐車場設置のため店舗敷地を拡張しようとする申請でございます。

以上16件、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

ただ今事務局から説明がありました16件について、92号から順次、地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

地区委員 92号 問題ありません。

93号、94号、95号、96号 問題ありません。

97号、98号 問題ありません。

99号、100号、101号 問題ありません。

102号 問題ありません。

103号 問題ありません。

104号 問題ありません。

105号 問題ありません。

106号 問題ありません。

107号 問題ありません。

議 長 ありがとうございます。

地元の委員さんからは問題ないということではありますが、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、以上16件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

相続税の納税猶予適格者証明願

議 長 次に、議案書 14 ページ、議案第 4 号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、を議題といたします。

議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 議案書 15 ページをご覧ください。

農地を相続した相続人が相続税の納税猶予を希望する農地につきまして、当該農地が、相続後も適正に耕作が行われているかなど、申請人が納税猶予を受けるための適格性を有するか否かを農業委員会が証明することとなっているため、ご審議いただくものです。

3 号であります。相続人が相続税の納税猶予を希望する農地 9 筆は、被相続人が生前から特定貸付けを行っておりますが、申請人による相続後も引き続き特定貸付けが行われており、9 筆いずれも適正に耕作されております。

以上 1 件、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

ただ今事務局より説明がございました 1 件であります。地元の委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

地区委員 3 号 問題ありません。

議 長 ありがとうございます。

地元の委員さんの方からも問題ないとのことありますが、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、以上 1 件を原案どおり承認することといたします。

農用地利用集積計画に対する意見の決定

議 長 次に、議案書 16 ページ、議案第 5 号、農用地利用集積計画に対す

る意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 議案書18ページをご覧ください。

件数が多いため、筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申出書を確認し、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしておりますことを、ご報告いたします。詳細につきましては、議案書19ページから63ページとなっております。

農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の件数は、245件、面積は、93万5,375.82㎡となっております。そのうち、所有権移転は、12件、面積は、4万237㎡となっております。

以上でございます。ご審議よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

以上のような内容ですが、よろしくご審議をお願いいたします。委員のみなさん、ご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、以上、原案どおり承認することとし、市長に回答をいたします。

報告承認案件

議長 つづきまして、議案書64ページ、報告承認案件について、事務局から報告いたします。

事務局 それでは、ご報告させていただきます。

令和6年11月2日から、令和6年12月13日までの受付期間中に、農地法第18条第6項、解約通知を152件受理いたしました。

また、3件の農地バンク農地登録を行うとともに、非農地通知を1件発行いたしました。

以上、報告案件についてご了承をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

(意見なし)

議 長 よろしいでしょうか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。
「異議なし」ということですので報告承認案件を終了いたします。

議 長 以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。この際ですので、何かほかにご質問等ございませんか。

一色達夫委員 議長、よろしいでしょうか。

議 長 はい、一色委員お願いいたします。

一色達夫委員 利用権設定のところで質問すべきことだったかもしれませんが、中間管理機構への利用権設定の移行ということで、今回それに付随したような案件がかなり出てますけど、それについて事務局のところで声掛けとか、農業者に対しての早めの利用権設定の修正をお願いしますということの働きかけですね、そのようなことをどのように考えているかお聞きしたいと思います。

議 長 事務局、すみません、(回答を) お願いいたします。

事務局 この件につきましては、昨年の経営所得安定化対策の説明会の際に、まず農水振興課の方から各農業者の方へ説明を行っておりまして、そういった中で農業委員会へも問合せがありました。今になってやっと機構の方が貸借の様式を、所有者と機構、それと機構と耕作者といった別々の様式だったものを現在の(制度での) 様式のように1枚で済むように改めようといった話が出てきておりまして、おそらくそのように変わると思われますけれども、現時点では様式は示されておりません。そういった中で農業委員会に相談があった場合には、農業者の方々のご意思によるんですけれども、新制度に基づいて契約してもらってもかまいませんし、中には相手の方の顔が見えない契約になるのは嫌だといった方もいらっしゃいましたので、そういった方につきましては一度解約を行って、3月の総会での審議に間に合うように今現在での制度、農業経営基盤強化促進法による利用権設定の方で契約を結んでおくことも可能ですよといったご案内をしております。

た。国の施策として新たな制度への移行ということになりますので、大々的に農業委員会の方から新しい制度は使わずに今の制度でやってくださいといったことは宣伝しておりませんが、ご相談があった場合には、解約を含めた手続きを行えば、今の制度で更新が可能ですよといったご案内をさせていただいております。以上でございます。

議 長 ありがとうございます。一色委員いかがでしょうか。

一色達夫委員 結構です。

議 長 ほかにご意見は（発言中に徳増委員より挙手あり。）
はい、徳増委員

徳増靖記委員 3条のときにお聞きすればよかったと思うんですけど、最近、家庭菜園ということで新規就農が増えてきていると思うんですけど、これ（家庭菜園）には面積に制限はあるのか、それとも、当人の申請でこういう形になるのか、事務局の方でどのように判断しているのか教えていただきたい。

議 長 事務局、お願いいたします。

事務局 それではご説明させていただきます。

徳増委員さんからご質問のありました新規就農に係る面積要件ですが、これは一昨年に下限面積が廃止ということになりまして、それまでは法律で農地を取得する場合は、全国の一般的な基準は50アール、西条市では下限面積を別段面積ということで40アールに設定しておりました。これ以上の面積がないと農業としてやっていけないよということで、そういった基準があった訳ですけど、一昨年の法律改正によりまして、全国一律に下限面積は廃止しなさいということになりましたが、これは農地が農業者だけでは管理しきれなくなってきたということもございまして、農業への多様な担い手を求めなければならぬといった事情によるものでございます。これにより、家庭菜園を目的とした申請が増えてきていると思われませんが、先ほど委員さんもおっしゃったように、いくら面積でも家庭菜園でいいのかという問題もございますので、これにつきましては幹事会でも検討いたしまして、最初は面積の基準を設けようかという話もあったんですけど、一律に判断するのは難しいということでケースバイケースということになりまして、その都度判断ということになるんですが、家庭菜園ということであれば一反くらいまでならば通常やれるんじゃないかと。それ以上になりますと機械の問題とかもあるのではなかろうか

と。そして指導を受ける必要もあるんじゃないかなろうかということで、面積としては、一般的にこのくらいであれば個人で管理できるんじゃないかといったもの、また通作距離であるとか、そういった環境も含めて判断したうえで、まず委員さんと相談して案件ごとにこの場合は（委員による）面接を行うか、それとも事務局の方の面接で事務局報告という形にするかということを現在は判断しております。そういった中で、今回ありましたように1反半くらい（の面積）になりますと（家庭菜園とするには面積が）大きいということで、そういう場合は詳しく機械はどうするのかだとか、営農の指導はどうするのかとか、そういったことを含め十分聞取りを行い、実際に販売はしないのであれば自家消費が認められるかどうか検討をしたうえで総会の方に議案として提出させていただいております。以上です。

議 長 ありがとうございました。（徳増委員） どうでしょうか。

徳増靖記委員 はい、ありがとうございました。

議 長 ほかに意見等はございませんでしょうか。

議 長 それでは、ないようですので以上を持ちまして総会を閉会いたします。 慎重審議、ありがとうございました。

8. 議案結果

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	原案承認
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第4号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について	原案承認
議案第5号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について	原案承認
報告事項	報告承認案件	原案承認

9. 閉会の日時

令和7年1月6日 午後2時43分